明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三五）　一
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を指定した件（**経済産業**二七）　五
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサンマリノ共和国の紋章を指定した件（**同**二八）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ知的所有権機関の標章を指定した件（**同**二九）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたポルトガル語圏諸国共同体の標章を指定した件（**同**三〇）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州職業訓練財団の標章を指定した件（**同**三一）　六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州刑事警察機構の標章を指定した件（**同**三二）　七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州全地球航法衛星システム監督庁の標章を指定した件（**同**三三）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際オリーブ油会議の標章を指定した件（**同**三四）　四三

〔公　告〕

諸事項　四六

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、特定空家等の除去命令関係

会社その他

会社決算公告